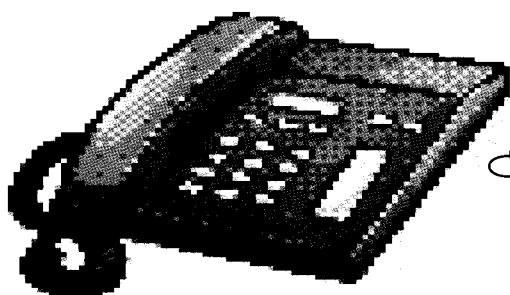


千葉県からのお知らせ

# 障害者差別に関する 相談窓口のご案内

千葉県では、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、障害者差別に関する相談窓口を設置しています。



相談は無料です。  
遠慮なくご相談  
ください。

**連絡先** （電話受付は月～金の9～17時、祝日等を除く）

**電話** 047-361-2346

**FAX** 043-222-4133

**Eメール** sjourei@mb.pref.chiba.lg.jp

**県障害福祉課ホームページ**

[http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/c\\_syofuku/keikaku/sabetu/jorei-home.html](http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/c_syofuku/keikaku/sabetu/jorei-home.html)

このマークは目が不自由な人などが使う音声コードです。→



## 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」は、こんな条例です。

障害のある人に対する差別を禁止しています。

差別を受けたときに、相談員や県の調整機関が間に入って助言やあっせん等を行います。

差別のない、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めます。

### この条例では、次のことを「差別」と定義しています。

障害のある人に対して、障害を理由として不利益な取扱い(下表1に記載)をすること。

障害のある人が障害のない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要な合理的な配慮に基づく措置(具体例は下表2に記載)を行わないこと。

表1 不利益取扱いによる差別

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福祉サービス      | (1) 障害を理由として、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、本人の意に反して、入所施設における生活を強いること。<br>(2) 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。                                                                                                                  |
| 医療          | (1) 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。<br>(2) 法令に特別の定めがある場合を除き、障害を理由として、本人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強い、又は隔離すること。                                                                                                                        |
| 商品及びサービスの提供 | サービスの本質を著しく損なうこととなる場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、商品又はサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。                                                                                                                                                                                                      |
| 労働者の雇用      | (1) 労働者の募集又は採用に当たって、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、応募若しくは採用を拒否し、又は条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。<br>(2) 賃金、労働時間その他の労働条件又は配置、昇進若しくは教育訓練若しくは福利厚生について、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、不利益な取扱いをすること。<br>(3) 本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、解雇し、又は退職を強いること。 |
| 教育          | (1) 本人に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えないこと。<br>(2) 本人若しくはその保護者の意見を聴かないで、又は必要な説明を行わないで、入学する学校を決定すること。                                                                                                                                                                                                     |
| 建物等及び公共交通機関 | (1) 建物の本質的な構造上やむを得ない場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。<br>(2) 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。                                                                       |
| 不動産の取引      | 障害のある人又は障害のある人と同居する者に対して、障害を理由として、不動産の売却、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。                                                                                                                                                                                                      |
| 情報の提供等      | (1) 障害を理由として、障害のある人に対して情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。<br>(2) 障害を理由として、障害のある人が情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。                                                                                                                                         |

表2 合理的な配慮に基づく措置の例

- 聴覚障害のある人が福祉サービスの内容などを理解しやすいように、筆談を交えて説明すること
- 電光掲示板で順番を知らせている医療機関において、視覚障害者に直接声をかけて順番が来たことを知らせること。
- 車いすを利用するお客様のために商品の陳列方法を工夫したり、店員が陳列棚の高い位置にある商品を手渡すこと。
- 車いすを利用する従業員のために車いすが入る机を用意することなど、障害特性に応じた職場環境づくりをすること。
- 学校において、障害特性に応じた教材を用意すること。
- 移動経路で高低差のある場所にスロープや手すり等を整備すること
- 不動産取引の重要事項の説明に当たり、聴覚障害者のために筆記等による丁寧な説明を行うこと。
- 知的障害のある人が理解しやすいように、資料等に写真やふりがなを入れること。